

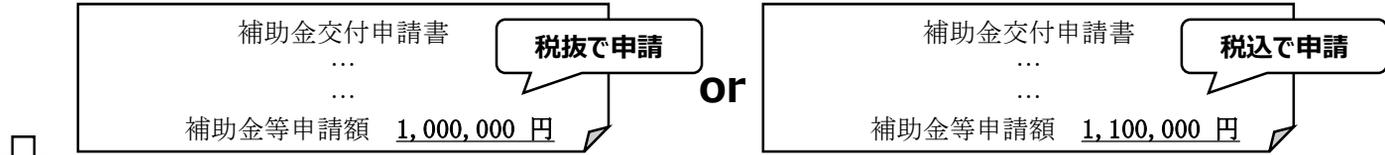
# 補助金申請から実績報告、仕入控除税額等のフローチャート

(補助対象経費に消費税等の額(仕入控除税額)を含めて申請することができる補助事業の場合)

## (1) 一般課税事業者のかた

### 【申請】

原則、補助対象経費から消費税等の額を**除いて**申請してください。ただし、申請時点で、補助対象経費のうち消費税等の額が不明な場合は、消費税額等を含めて申請することができます。(税込で申請できる場合等については、お問い合わせください)



### 【実績報告】

補助対象経費から消費税等の額(仕入控除税額)を**除いて**実績報告を提出してください(仕入控除税額を含めて報告することはできません)



### 【必要に応じて】仕入控除税額報告書

確定申告を行った後、**仕入控除税額が実績報告時の仕入控除税額を超えた場合**は、報告書を提出し、補助金返還を行わなければなりません。

※すべての事業者が提出する必要はありませんが、確定申告後に必ず確認し、上記に当てはまる方は必ず提出する必要があります。

仕入控除税額報告書	
...	
...	
1 補助金確定額及び補助対象経費の額	
確定額	1,000,000円
補助対象経費の額	1,000,000円
2 実績報告控除税額	50,000円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額	××円
4 補助金返還相当額 (3-2 > 0の場合)	〇〇円

この金額を県へ返還

## (2) それ以外の事業者<sup>※</sup>のかた

### ※それ以外の事業者

○免税事業者、○簡易課税事業者、○特定収入割合が5%を超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人、同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)、○地方公共団体(特別会計で、特定収入割合が5%以下である場合を除く。)

### 【申請】

補助対象経費から消費税等の額を**含めて**申請してください。



### 【実績報告】

補助対象経費から消費税等の額を**含めて**実績報告を提出してください。

